

《参考資料②》 野洲川廃川敷地の事例 ⁸⁵

1 廃川の経緯

滋賀県最大の河川である一級河川野洲川は、上流山地の地形が急峻なため森林層が貧弱で保水力が低いうえ、中流域の山地は侵食されやすい地質であることから豪雨時には大量の土砂が運搬され、下流域は肥沃で広大な三角州が形成されるとともに、天井川となり、堤防の高さは高いところで9～10メートルにも達していた。そのため、ひとたび大雨が降ると、氾濫や溢水を繰り返し、沿川の住民は度重なる洪水災害を被ってきた歴史がある。

頻発する水災害から人命や財産を守るため、地域住民の悲願であった野洲川の改修が国直轄事業として実施されることとなり、下流における南北流の中央部に昭和 46 (1971) 年から新たな野洲川放水路工事が開始され、昭和 54 (1979) 年に竣工した。

この改修工事により不要となった旧野洲川は昭和 62 (1987) 年に廃川となり、その後国から滋賀県に払い下げられ、新川用地の提供者のための農地化区域として約 203ha、地域開発区域（公有地）として4箇所計約 95ha が、それぞれの土地利用に供されることとなった。

2 跡地利用の経緯

廃川敷地の跡地利用構想については、滋賀県の土地利用対策部局で平成 3 (1991) 年度に「野洲川廃川敷地土地利用構想～淡海・水とみどりの回廊構想～」や、景観行政の一環として平成 6 (1994) ～平成 7 (1995) 年度に「(仮称) 湖国風景公園計画」が立案された。それと並行して、滞留土砂の建設用骨材としての有効活用を兼ねて、地元からの強い要望により堤防の切り下げが行われ、農地化される区域を含め天井川がほぼ全域にわたり平地化された。

平地化されたうち、琵琶湖に近い守山市南流廃川敷地約 42.5ha を計画地として、平成 10 (1998) 年度に滋賀県土木部が主体となり「湖国風景公園 A 地区整備計画検討調査」を実施し、県民による新たな森の再生を目指し、平成 12 (2000) 年度から県営都市公園として、「びわこ地球市民の森」を整備することとなった。

3 「びわこ地球市民の森」の概要

名称：びわこ地球市民の森

所在地：滋賀県守山市今浜町・水保町・洲本町

事業主体：滋賀県

面積：42.5 h a

延長：3.2 k m

⁸⁵ 以下の記述は、黒崎道雄 「びわこ地球市民の森における参加型森づくりについて」、および滋賀県 HP 「びわこ地球市民の森」による

幅員：100～200m

標高差：4.1m

供用面積：17.8ha（平成21年3月末現在）

整備期間：平成12（2000）年度から平成31（2019）年度

全体事業費：35億円（平成21（2009）年度まで22.8億円）

3-1 森のイメージ

森づくりの目標は、県民をはじめ多くの人々の参加により苗木を植えてもらい、長い時間をかけて昆虫や鳥などの様々な生きものが暮らす緑豊かな森にしていくことにある。また、この森が植樹に参加した人達を含め、多くの人々から親しまれる森となり、推移していく自然環境を観察できる新しいスタイルの都市公園となることを目指している。そのため、森づくりは次のコンセプトで進めている。

- ① 生態系の形成に配慮したビオトープ空間の創造
- ② 照葉樹の林と訪れる人たちが自由に楽しめる落葉樹の林や原っぱの形成

3-2 ゾーニング

細長い敷地を利用していることもあり、いくつかのゾーンに分け、それぞれのゾーンの性格を次のように設定し、計画を進めている。

★出会いのゾーン（エントランス・シンボルエリア）

⇒多様な森への誘い、人と森との出会いの場

★里の森ゾーン（森の環境学習フィールド）

⇒四季の花や緑、木の実のあり昆虫や鳥が集まる森の観察フィールド

★ふれあいゾーン（水辺の環境学習フィールド）

⇒流れ、池、湿地と森の生態観察ゾーン

★つどいのゾーン（集いと交流の広場）

⇒多彩な遊びや活動のできる集いと交流の広場

★ふるさとゾーン（現況保全のエリア）

⇒かつての野洲川の河畔林（河原などに自生していた高木の林）が残されたエリア

3-3 計画施設

- ・樹林帯
- ・原っぱ
- ・水路、池、湿地
- ・管理センター、駐車場、園路、トイレ、四阿（あずまや）等

4 森づくりの進め方

4-1 整備の方法

植栽基盤を含む公園施設は県で整備し、植樹は木陰となる木や施設周辺の植樹などを除き、県民、企業、団体等のボランティアにより、苗木を中心に植樹していく計画である。

施設整備は、国土交通省が地球温暖化対策の観点から都市公園事業として制度化した「平成の森づくり事業」により、平成 12 年度から事業を進めており、平成 13 年度末で「つどいのゾーン」の整備をほぼ終え、平成 14 年度から「ふれあいゾーン」を整備している。

4-2 植樹のスタート

21 世紀最初の「緑の日」となった平成 13（2001）年 4 月 29 日に「滋賀県植樹のつどい」を実施し、森づくりのスタートが切られ、県内外から約 3,500 人が参加し、拾ってきたドングリを家で大切に育てた苗（苗木のホームステイ）など、8 千本あまりが植えられた。

4-3 植樹の募集

この森づくりでは、植栽を県民との協働（パートナーシップ）により進めていくため、広く一般から植樹の募集を行っている。その際、「記念植樹」ではなく、苗木を植栽してトータルとして森となるという考えのもと、次のような前提条件で応募いただいている。

- ① 個人、グループを問わない
- ② 植樹の場所、時期、樹種はあらかじめ指定
- ③ 苗木等、植樹に必要なものは応募者で準備
- ④ 個別の標識やモニュメントは設置できない（植樹の記録を残し、随時閲覧可能とする）

予想以上に申し込みが多く、植栽基盤の造成が間に合わないため、多くの方に植樹を待ってもらっているという状況である。

4-4 導入植物について

郷土に根ざした多様な森づくりのために、導入樹種は潜在種（かつてこの地域に自然に生えていたと思われる木の種類）を原則に選定している。

高木については主に次のような樹種を選定し、苗木を主体に植樹している。

- ・落葉樹：クヌギ、コナラ、エノキ、ヤマザクラ、コブシ、ヤマモミジ、ケヤキ等
- ・常緑樹：アラカシ、シラカシ、クスノキ、シイ類、タブ、ヤブツバキ等

苗木の植栽は2～3本/m²と、かなり高密度で植えているが、今後、淘汰や間伐により適正な密度となるよう管理していく予定である。

中低木についても導入を計画しているが、高木の生育状況を見ながら、植栽時期等について検討していく予定である。

草本類については、森となる部分では播種（早期に緑化するための種の散布）等を行わず、自然の推移を見守っていくが、苗木の生育の支障となる雑草については刈り取っている。原っぱについては、野芝の播種等を行っているが、今後の管理のなかで除草は行わず刈り込みだけを行い、徐々に野草主体に変えていく予定である。また、希少種のタコノアシという植物が見つかっている。

5 森の管理運営

5-1 森づくりセンター

更地から森づくりを行っているため、今後、植えた木がどう育っていき、樹木の生長とともにどんな昆虫や鳥、動物が棲みつき、どのように生態系が形成されていくのかといった情報を収集、発信するために、森づくりセンターを建設した。現在4名のスタッフで、こういった情報の収集・整理や、植栽樹木の維持管理、植樹の受付、指導、記録等を行っている。

5-2 市民参加による管理

森づくりを手伝っていただくため、県植樹祭を機に「森づくりサポーター」を募集した。苗木づくりや植樹および植栽木の管理に参加していただくことにしているが、植樹については申込が多いため、当面、植栽木の管理を中心に年3回の活動を行っており、毎回100人前後の方に参加頂いており、滋賀県民はもとより大阪府などからの参加もある。

森づくりが始まったばかりで、野鳥や野草の観察、落ち葉を集めての焚き火やドングリ拾いといった、森での楽しみも今のところ少ないため、今後どれだけ参加していただけるか心配であり、いろいろ工夫していく必要がある。

6 今後の課題

今後の展開として、次のような課題がある。

- ・植樹希望者からの植樹受け入れの円滑化
- ・良好な森の形成とその検証ならびに発信
- ・県民等の参加による森づくりの継続的实施